

平成27年 6 月 森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成27年6月16日(火) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成27年6月16日(火) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	伊藤和子	2番議員	小澤哲夫
3番議員	吉筋恵治	4番議員	中根幸男
5番議員	鈴木托治	6番議員	西田彰
7番議員	太田康雄	8番議員	亀澤進
9番議員	山本俊康	10番議員	榊原淑友
11番議員	片岡健	12番議員	小沢一男

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	村松藤雄	副町長	鈴木寿一
教育長	比奈地敏彦	総務課長	杉山真人
防災監	村松利郎	企画財政課長	長野了
税務課長	村松也寸志	住民生活課長	幸田秀一

保健福祉課長	村松富夫	産業課長	三浦強
建設課長	村松弘	上下水道課長	大場満明
学校教育課長	西谷ひろみ	社会教育課長	鈴木富士男
病院事務局長	西谷勉次	会計管理者	村松達雄

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 三浦健 議会書記 鈴木芳明

10 会議に付した事件

- 議案第44号 森町小規模保育所の設置及び管理に関する条例について
- 議案第45号 森町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 森町社会体育施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 平成27年度森町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第48号 平成27年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 平成27年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について
 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

< 議事の経過 >

議 長	<p>（ 榎原淑友 君 ）出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。</p> <p>日程に入る前に、町長より発言を求められておりますので発言を許します。</p> <p>町長、村松藤雄君。</p>
町 長	<p>（ 村松藤雄 君 ）6月12日の本会議において、議案第46号「森町社会体育施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明において、一部に誤りがありました</p>

ので、訂正を申し上げます。

提案説明中、トレーニング室につきましては、「近隣市の使用料を参考としながら、中学生及び65歳以上の高齢者に対する料金の割引並びに回数券を導入するなど、利用者に配慮した料金設定といたしました」と申しましたが、この中学生の部分を高校生以下に訂正を申し上げます。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 (榊原淑友君) 日程第1、議案第44号「森町小規模保育所の設置及び管理に関する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、小沢一男君。

12番議員 (小沢一男君) 4条の所要時間とか日程の部分で、4条と5条でございますけども、ただし、という言葉がよく出てきます。こういう条例だと。「ただし、町長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。」とかですね、また、5条では、「ただし、町長は、特に必要があると認めるときは、臨時に開所し、又は休所することができる。」このただし、というのはよく出てくる言葉で、私もちょっと理解に苦しむわけですけども、条件とか例外という言葉で理解しておりますけども、こういう例外とか条件っていうのは、どういうことが考えられるか。この条例の中で。教えていただきたいと思います。

議長 (榊原淑友君) 保健福祉課長。

保健福祉課長 (村松富夫君) 保健福祉課長でございます。ただ今のご質問でございますけれども、4条、5条のただしの後の考えられることということでございますけれども、第4条につきましては、開所時間ということで、午前7時から午後6時までとなっておりますけれども、保育所には、延長保育といった制度もございます。すぐに実施するというわけではございませんけれども、保護者から希望があった場合には、そういったことも考えなければいけないということもございますし、運営管理する事業者が午前7時、また午後6時の

変更をする場合には、町長に届け出て、町長が認めるという場合も、想定されるということから、但し書きがついております。

また、第5条につきましては、休所日の関係でございますけれども、休所日については、毎年決まっている休所日をここに上げて、指定しております。このほかに、年によって変わるような可能性のある休所日につきましては、町長の特に必要と認めるときとして、対応していきたいということでございます。

こういった場合が考えられると想定しております。以上でございます。

議 長 (榊原淑友 君) 12番、小沢一男君。

12番議員 (小沢一男 君) 5条は分かりました。4条は延長保育だけの場合に例外だよということでもいいですか。後は他にはどのようなものが想定されますか。

議 長 (榊原淑友 君) 保健福祉課長。

保健福祉課 長 (村松富夫 君) 保健福祉課長です。延長保育以外の理由ということでございますけれども、運営者の方で、例えば開所時間を7時半からとした場合には午後の6時半までといった可能性も出てきます。

保育の標準時間が11時間ということがございますので、その関係でずれてくる可能性もあると考えております。以上でございます。

議 長 (榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

8番、亀澤進君。

8番議員 (亀澤進 君) ただ今の質問と答弁についてなんですが、この開所時間、また休所日等、条例を変更せず変更ができるということだと思っておりますけど、ここにあって条例として開所時間、休所日というものを載せなければならないのでしょうか。例えばこれを内規で定めるとか、そういう条文に変えることはできないのでしょうか。

議 長 (榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) 施設の管理のあり方として、基本的に、い

つ開いているの、いつ休みにするのというのは、内規でなくて条例で決めることがふさわしい。そして、他の施設についても同じような決め方をとっておりますので、よろしくをお願いします。

議 長 (榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (榊原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

議 長 (榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第44号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 (榊原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第44号「森町小規模保育所の設置及び管理に関する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第45号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 長 (榊原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第3、議案第46号「森町社会体育施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、中根幸男君。

4番議員 (中根幸男 君) 4番、中根です。1点、確認の意味で質問させていただきます。

2ページの、別表第7条関係ですけれども、施設の使用料の関係

です。使用料の減免の関係につきましては、規則で定めておりますけれども、例えば、スポーツ少年団等が使用になる場合はですね、旧中央体育館のときと同様な減免措置をしていただけるかどうか、この点確認をさせていただきたいと思います。

議長
社会教育
課長

(榑原淑友 君) 社会教育課長。

(鈴木富士男 君) 社会教育課長です。中根議員のご質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、旧の中央体育館の減免の関係につきましては、規則の方で制定することになるわけですが、減免につきましては旧中央体育館で行っていたとおりに行って参りたいと考えております。以上です。

議長

(榑原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

7番、太田康夫君。

7番議員

(太田康雄 君) これも規則で定められることかと思いますが、旧中央体育館の場合には、休業日が火曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、それから年末年始ということでありましたが、今までもですね、休日、祝日に運動しよう、スポーツをしたいと思っても、施設の中央体育館が使用できなかったというような声も伺っておりますが、新しい総合体育館が建設されて、この休業日についてはどのようにお考えでいらっしゃるか伺います。

議長
社会教育
課長

(榑原淑友 君) 社会教育課長。

(鈴木富士男 君) 社会教育課長です。太田議員のご質問にお答えします。

休館日についてのご質問ですが、おっしゃるとおり、規則で制定していくこととなります。現段階ではまだ細かい打合せ等はできておりませんが、旧中央体育館と同じ火曜日を休館日とするよう考えています。

また、祝祭日の休館日につきましては、文化会館等に合わせて行うような形で、祝祭日に休館することは廃止する方向で今検討をしております。以上です。

議長 (榎原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

2 番、小澤哲夫君。

2 番議員 (小澤哲夫 君) 使用料に関する事でございますけれども、今度の体育館については、2 階の部分にウォーキングとといいますか、ランニングコースとといいますか、そういった部分が周りに作られるわけでございます。これに関する使用料について、いかがいたすのか、この使用料について書いてございませんので、お伺いをしたいと思えます。

それからもう一つ、シャワールームも併設するという形になるかと思えます。シャワールームの使用についての料金についてはいかがするのかなということも併せてお願いしたいと思えます。

議長 (榎原淑友 君) 社会教育課長。

社会教育課長 (鈴木富士男 君) 社会教育課長です。小澤議員のご質問にお答えします。

最初に、ランニングコースの使用料の件につきましては、ランニングコースは基本的に体育館の貸館がない、競技場の貸館がない場合について解放していく予定でいます。専用の使用が入っている場合には、ランニングコースはその団体が利用する可能性もありますので、使えないところが安全管理上の問題等もありまして、使えないこともあるかと思えますので、その場合はランニングコースは閉鎖をするという考え方を今持っております。

そういう形で考えますと、やはり無料で使用していただく方がいいのではないかと思っております。

それから、2 問目のシャワールームに関しましては、利用者に汗を流して帰っていただきたいという考え方もありまして、シャワー室につきましても無料で使っていただければと思えます。以上です。

議長 (榎原淑友 君) 2 番、小澤哲夫君。

2 番議員 (小澤哲夫 君) シャワールームでございますけれども、無料にいたしますと、使っていただいた方は料金を払って帰るわけですから、そのときにシャワーを使うというのは結構だと思うんです

けれども、ただ心配なのは、他のところで遊んで体育館へ来て、無料だというと、使って帰ってしまうという可能性もなきにしもあらずなのかなというような、ちょっと心配が若干ございます。

その辺について、防止策というと、町民の皆さんを疑うようなことになるんですけども、ちょっと心配な部分もございますので、その辺どのようにするのか、あればお聞かせいただければと思います。

議 長 (榑原淑友 君) 社会教育課長。

社会教育 (鈴木富士男 君) 社会教育課長です。そういうことも想定されるわけですが、シャワーにつきましては利用者のモラルといたしますか、来館者のモラルにお任せをするしかないかなと思っていますが、張り紙等で注意を行うことも必要かなと思っているところもあります。以上です。

議 長 (榑原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

6 番、西田彰君。

6 番議員 (西田 彰 君) 1 点お願いします。町外の方が使用する場合に、今までは10割の加算ということでした。今回5割の加算ということですけども、これは近隣のね、施設とを見て決められたのか、それとも今までの体育館を使用するに当たって、町外の人たちから高すぎるじゃないかとか、そういった苦情があったとか、どういうことでこの5割まで下げたのか。分かれば。

議 長 (榑原淑友 君) 社会教育課長。

社会教育 (鈴木富士男 君) 社会教育課長です。西田議員のご質問にお答えします。

議員が質問されている部分につきましては、町営グラウンドの町外使用の場合の加算の割合かと思いますが、旧中央体育館では5割加算でやっておりました。町営グラウンドも10割となっていました、総合体育館もそうさせていただくわけですので、5割に統一の方をはかるために、10割から5割にさせていただきました。以上です。

議 長 (榑原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

5 番、鈴木托治君。

5 番議員 (鈴木 托 治 君) ランニングコースについて、若干お聞きしたいことがあります。

65歳以上が料金を取っているわけですが、これ老人福祉とか、あるいは老人健康増進のために、65歳以上の人の使用料は無料にした方がいいじゃないかと、こんなふうに思っておりますけど、この点いかがでしょうか。

それともう1点、館内の携帯電話の使用については、やっぱりスポーツの妨げになると思うので、使用禁止にすべきだと思いますけどその点いかがでしょうか。

議 長 (榊 原 淑 友 君) 社会教育課長。

社会教育 (鈴木 富士 男 君) 社会教育課長です。鈴木議員のご質問にお
課 長 答えします。

最初にランニングコースですが、ランニングコースは先ほども申し上げましたが、無料で使っていただければと思いますので、競技場の使用の条件によりまして、使えない場合もございますが、空いているときには無料でお使いいただければと思っております。

それから、携帯電話につきましては、競技をやっている上で妨げになるような場合もございますが、緊急的な連絡もございますので、使用に関しては制限はできないものと思います。ただし、マナーモードにさせていただくとかという配慮、まあマナーモードにすると逆に今度は音が聞こえないので、スポーツやっていると緊急の連絡が入った場合とか困る場合もございますので、そこら辺については難しい部分があるじゃないかと思っております。以上でございます。

議 長 (榊 原 淑 友 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (榊 原 淑 友 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第4、議案第47号「平成27年度森町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、小沢一男君。

12番議員

(小沢一男君) 歳出で2点ほどお尋ねしたいと思っておりますけれども、8ページの19節の0001でございますけれども、自治振興費2,500千円、この自治総合センター、前にも質問させていただきましたけれども、総合センターのコミュニティ助成金と、こういうことで2,500千円、葛布町内会の太鼓、太鼓台、屋台の支輪の彫刻を新調するということでもありますけれども、これ72町内ありますけれども、森町には、この72町内でこの葛布は何回目、それから、もしですね、2回以上の町内会がありましたら教えてください。

それと、10ページの9款1項5目の0003、防災施設整備費、2,268千円ですけれども、これもコミュニティ助成金、自主防災に配備している可搬ポンプの更新と、追加予算ということでございますけれども、これで72町内の中で、どこの町内へ配備するのか。それとまた、全72町内会の配備によって、どのぐらいの率であるか教えてください。

議長

(榊原淑友君) 総務課長。

総務課長

(杉山真人君) 総務課長です。8ページの自治振興費の2,500千円でございますが、72町内会について、どのぐらいの数が新設するかと。

議長

(榊原淑友君) 12番、小沢一男君。

12番議員

(小沢一男君) いやいや、あのね、すいません。前には一回だけっていう話で、そういう理解で質問したときにそうじゃないよと。2回以上できるよと。だから、2回目、まず葛布が2回目なのか何回目なのか。あるいは2回目以上の補助金を貰っている町内会はどここの町内会か。

議長

(榊原淑友君) 総務課長。

総務課長

(杉山真人君) ただ今のご質問にお答えします。葛布町内会は1回目です。初めて頂いております。今まで2回頂いているのはですね、下宿の町内会、昨年度頂いて2回目、それから、宮代西町内会、こちらについては宮代東と西で一回合同で頂いてお

りまして、昨年度2回目となります。

今私の資料の中で見ると、その2町内会が2回頂いていると、
こういうこととございます。

議 長 (榑原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) 自治総合センターの宝くじについてはです
ね、森町に割り当てられる数は基本的には1箇所とございます。し
たがって、機会を広く均等にとということについては、基本的には1
回を原則にしているんですけども、行政的な理由によってそういう
ものを整備したいというときには、2回目も該当にさせているとこ
ろとございます。

昨年下宿については、森川橋の架け替えに伴って、旗の掲揚等
々の施設を作りたいと、そういうものが河川の補償工事ではできな
いということで、宝くじを使ってコミュニティに必要な施設という
理屈でもって、自治総合センターにお願いしてつけてもらいました。

それから宮代については、最終処分場の地元対策事業の一環で、
こういうものを欲しいですよということが出てきましたので、これ
も町のお金を使うことも可能なんですけども、せっかく自治総合セ
ンターのお金を使えるならば、自治総合センターにお願いをして、
そしてつけさせていただいて、これも2箇所同時につけたわけです
けども、これについては東京まで行ってですね、事情を説明して、
基本的には1箇所なんだけども、特別この2箇所をつけていただき
たいとお願いをして理解をして、昨年2箇所分つけていただいたと
いうことで、基本は1箇所なんですけども、特殊な事情がある所
については2箇所も考慮しますよということとございます。以上です。

議 長 (榑原淑友 君) 防災監。

防 災 監 (村松利郎 君) 防災監です。小沢議員の10ページ、9款1
項5目、災害対策費の備品購入費、これは自主防可搬ポンプの更新
とございますが、今年このコミュニティ助成制度を利用して、更新
する町内会の予定につきましては、市場、下飯田、福田地、戸綿の
4町内会とございます。

それから、コミュニティ助成金につきましては、平成23年度から計画的に可搬ポンプを更新してきまして、23年度は4台認められまして、24年度はコミュニティは認められませんでした。それから25年度が4台、26年度が4台。27年度につきましても4台認められましたので、合わせて20台分をコミュニティ助成制度で更新して参ります。

したがいまして、平成27年度までには65町内会の更新が済む予定でございます。今申し上げました65台というのは、町費も加えたものの台数でございます。その内の宝くじ助成金で20台ということです。以上です。

議長 (榑原淑友君) 12番、小沢一男君。

12番議員 (小沢一男君) この屋台の関係が主になるんですけども、町長のご説明で条件なんかはないということで、了解しますけども、全体でまだ72町内で、どのぐらいの率で貰っている町内会、全体的には何町内ぐらいあるですか。

議長 (榑原淑友君) 総務課長。

総務課長 (杉山真人君) 何町内会かというご質問ですが、この制度、活用したのがですね、平成5年度から活用しておりまして、年によっては2町内会採択になるところがありますが、町長の答弁のとおり、1町内会ですので、大体今30町内会前後の、ちょっと正確な数が出なくて申し訳ないですが、その程度と考えております。

また、今回の申請で5町内会申請したわけですが、今回は1町内会しか採択にならなかったもので、そういうことで、今回は葛布町内会のみ、こういうことですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 (榑原淑友君) 他に質疑はありませんか。

4番、中根幸男君。

4番議員 (中根幸男君) 4番、中根でございます。1点質問させていただきます。

5・6ページ、歳入の16款2項1目、不動産売払収入7,300千円

ですが、これにつきましては旧赤根の町営住宅跡地の売払収入ということですが、面積とですね、売払単価について伺いたいと思います。

議 長 (榑原淑友 君) 企画財政課長。

企画財政 (長野 了 君) 企画財政課長です。今ご質問のありました課 長 歳入の6ページ、土地売払代についてのご質問にお答えします。

平方メートル単価が8,500円でございます。面積が858.43平方メートルでございます。それをかけますとですね、細かくは7,296,655円になりますが、これをきりよく計算して7,300千円で売買しております。

8,500円につきましては、近傍の固定資産評価額を基にですね、現地の状況等、例えばですね、土地の高低差、面積が多いとかというものを踏まえて算出しております。以上です。

議 長 (榑原淑友 君) 4番、中根幸男君。

4番議員 (中根幸男 君) 面積が858.43平方メートルということで、平方メートル単価がですね、8,500円ですね、近傍類似の単価を想定して8,500円に決められたということですが、その辺の売買実例があったのかどうか、参考までに。

議 長 (榑原淑友 君) 企画財政課長。

企画財政 (長野 了 君) 普通財産の売払いににつきましてはですね、課 長 まずはその近傍の固定資産評価額を基に積算していきます。売買実例も参考にしながら算出したわけでございますけども、固定資産評価額にですね、規則で0.7で割り戻します。7分の10を算数的にいうとかけることになるわけですが、その値からですね、先ほども申しましたように、土地の高低差、あとは面積が広大であるとか、前面道路はですね、少し狭いということもあります。そういった減額要件をかけたして、8,500円を算出しているところでございます。以上です。

議 長 (榑原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

1番、伊藤和子君。

1 番議員

(伊藤和子君) 私から2点ほどご質問させていただきます。

歳出の8ページになります。4款1項2目、男性不妊治療費補助費210千円についてですけれども、60千円の県の補助を受けて、不妊に悩む夫婦に対して、男性の不妊治療に要する費用の一部を助成するための経費ということですが、一人あたりの補助金額と、見込みの人数を教えてくださいと思います。

もう1点でございます。歳出の10ページになります。8款5項1目の、町営住宅撤去工事2,600千円についてですけれども、今回2棟分を一緒に取り壊すことにより、経費を抑えて行うことができる見込みとなり、当初予算に加え1棟分を追加計上ということですが、城下団地につきましては、森町の町営住宅の長寿命化計画において、用途廃止とすべき団地という位置づけをされておりますけれども、今後ですね、現在住んでいらっしゃる3世帯の方々には、安心な住まいを提供ということで、移動をしていただくようにご指導又はお声をかけていらっしゃると思われまふ。私の3月の一般質問の町長のご答弁の中で、3棟目に1世帯、5棟目に2世帯住んでいらっしゃるということで、その後ですね、転居をされた方はおいでになるのでしょうか。

またですね、4棟目に関しましては、同じように老朽化が大変著しいと思ひます。今後ですね、どのような予定を立てていらっしゃるのか教えてくださいと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長
保健福祉
課 長

(榊原淑友君) 保健福祉課長。

(村松富夫君) 保健福祉課長でございます。1点目のご質問にお答えいたします。

男性不妊治療の一人あたりの補助額でございますけれども、県の補助を受けて実施するということで、県の対象経費の方が治療費及び検査料で150千円を限度としております。ただし、その内本人負担額が3割の45千円ということでございますので、補助額はそれを差し引いて105千円が一人あたりの単価でございます。

また、件数でございますけれども、森町の27年度当初予算で、特定

不妊治療の助成事業の件数が8件と見ております。この男性不妊治療につきましても、特定不妊をやっている夫婦に対してということでございますので、8件の4分の1を見込んでおりました、2件ということで210千円を見込んでおります。以上でございます。

議長
建設課長

(榊原淑友君) 建設課長。

(村松弘君) 建設課長です。城下住宅の件につきましてお答え申し上げます。

現在ですね、3名の方が引き続きお住まいになっておられまして、昨年よりの転居はございません。それから、4棟目の解体と今後の見通しでございますけれども、3棟目と5棟目に居住していらっしゃる方がいるということで、4棟目の解体につきましては、例えばですね、3棟目の方が転居されたとかいうことであれば、併せて取壊しということも考えられるとは思いますが、真ん中の棟でございますので、3棟目と5棟目に住んでいらっしゃる方がいるということは、取壊しには支障が出てくるということでございますので、その辺の居住者の方の状況を見ながら考えていきたいというふうに思っております。以上です。

議長

(榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

11番、片岡健君。

11番議員

(片岡健君) 先ほどの中根議員の関連ですけれども、この赤根の町有地ですけれども、ここの地籍ですね、農地なのか何なのか。宅地なのか。もし農地であるならば、畑であるか水田農地であるか。その辺をちょっとお聞きします。

議長

(榊原淑友君) 企画財政課長。

企画財政
課長

(長野了君) 旧赤根町営住宅の跡地でございますので、そのまま地目については宅地になっております。以上です。

議長

(榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員

(西田彰君) 2点ほど。可搬ポンプの更新が徐々に行われてきているわけですけれども、65台ということですので、あと残り

7台か8台ぐらいかと思います。早くですね、更新ができればと思います。というのは、古いポンプがですね、女性ではね、なかなかね、覚えきれない。使用方法がね、覚えきれない。数回やればね、覚えるわけですけども、その辺でね、早く更新がされることを望みます。

それから、更新された新しいものの使用具合、そういったものは町内会から聞いているところはあるのでしょうか。非常に使いよいか、この辺はちょっとネックだよとか、使いにくいとか、そういったものがあれば教えてください。

それから、城下の住宅ですけども、取壊しの時期はいつごろになるのか。また、こういった公有財産をですね、借りたいっていう場合には、条件がいろいろあると思うんですけども、どういった条件があるのか。今赤根と片瀬の間の元病院があったのかな、あそこがですね、今太陽光を設置して貸し付けているということですけども、貸せる場合にはどれぐらいの賃借料を役場は貰うのか。それは場所によって多少違ってくるかとは思いますが、その辺が分かれば、基準があるのかどうか。その辺二つお願いいたします。

議長 (榎原淑友 君) 防災監。

防災監 (村松利郎 君) 防災監です。自主防の可搬ポンプにつきましては、D-1級という種類のものを使っておりまして、以前もそのD-1級なんですけど、最近の更新分のポンプにつきましては、真空ポンプがですね、以前はついていたんですけど、オイルレスの真空ポンプということで、それから、オートチョークもついていまして、割と操作が楽なものとなってきております。

使用具合について、町内会からどんなことか聞いておるかということですが、直接聞いてはおりませんが、特に苦情とかですね、こういうことが困ったということが逆にないもんですから、そのまま普通に使っただけじゃなくはないかなと、こんなふうに思います。以上です。

議長 (榎原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) 行政財産の貸付基準は、この補正予算案とは関係ございませんので、議長の方は対応よろしくお願いします。

議 長 (榑原淑友 君) そういうことでございますので、よろしいですか。

建設課長 建設課長。

建設課長 (村松 弘 君) 建設課長です。城下住宅の取壊しの時期でございますけども、補正予算をお認めいただいたのち、指名委員会、入札等の所定の手続を経まして、なるべく早く実施したいと思っております。

議 長 取壊しについての条件でございますけども、まだ他の棟建っておりますので、すべての棟がなくなった時点で、県等に公営住宅の廃止の届出を出す運びになるかと思っております。以上です。

議 長 (榑原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

2 番議員 2 番、小澤哲夫君。

2 番議員 (小澤哲夫 君) 2 番、小澤です。10ページの体育施設の管理費についてお伺いをしたいと思います。

議 長 臨時雇賃金が1,767千円ございますけども、説明によりますと機械の取扱い、あるいは管理のためということでございますが、もう少し具体的に、どういう人なのかとか、どういう内容での雇いなのかをお聞かせ願えればと思います。

議 長 (榑原淑友 君) 社会教育課長。

社会教育課長 (鈴木富士男 君) 社会教育課長です。小澤議員の質問にお答えします。

議 長 臨時雇賃金ですが、提案理由の説明の中にもありましたとおり、総合体育館のトレーニング室において、8時半から5時15分まで一人、それから5時から10時までを一人を考えております。当初予算でお認めをいただきました、各種トレーニング機器の取扱説明や、日常点検の実施、機器使用時における安全管理、それから監視、それから部屋の全体の安全管理、監視等を行うことを予定しております。

議長

可能ならばトレーニングメニューの作成もできるような方になっていただけるといいなと思って、そういう経験者等を採用していければと考えております。以上です。

3番議員

(榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

3番、吉筋恵治君。

(吉筋恵治 君) 10ページの、0001、住宅管理取壊しの件でございますけれども、以前から耐震も含めて取り壊して、又は他へ移動を促すという話もあります。当然住んでいる方はこれに伴い、取り壊していきますと、その辺りの住んでいる方へのね、何ちゅうでしょう、プレッシャーっていいですか、町は壊したいんだなと、全部壊したいんだなというような感じもありますんでね、ひょっとして、もし町として耐震化も含めて移動をね、お願いしていくということであれば、例えば移動していく場合にはね、他の町営住宅、特別城下は安価なわけでありまして、その住んでいる、今の月の家賃料が変更になっていくのか、それとも今までのものがそのままになるのか、その辺りを一つ教えていただきたい。

議長

それと、高齢化の方って、何歳の方が私住んでいるか知りませんが、もしその方達が移動を申し出た場合はね、その引っ越しであるとか、そういうものっていうのは町が多少お手伝いするのか、その辺りのことを教えていただきたいと思います。

建設課長

(榊原淑友 君) 建設課長。

(村松 弘 君) 建設課長です。家賃の関係でございますけれども、今現在はご承知のように、城下住宅は非常に安価な賃料でございます。他の住宅に移っていただくということになる場合はですね、政策的な判断もありますが、一定期間、家賃をですね、安くするなり補助するなりの制度はございますので、その適用にはなるかと思っておりますが、いつまでも続くわけではございませんので、その辺は理解をしていただくということになるかと思っております。

それから、高齢者の方の転居の場合ですが、基本的には居住者の方が自ら責任を持って引っ越ししていただくということで、身内の方

議 長
町 長

がいれば、その方のお手伝いも頼むということではございますが、いよいよですね、いないということであれば、一人暮らしということであれば、職員がお手伝いすることはやぶさかではないというふうに、私の個人的な考えですが思っています。以上です。

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

議 長

(村松藤雄 君) 今建設課長が答弁したんですけども、過去のケースでは、このように政策的に引っ越しを促すと、で、なかなか応じていただけなくて、話がまとまって応じていただくときには、その引っ越し経費について、町は助成金を出しているケースがございますから、当然今回もそういうことになれば、助成金を出していきたいと思っています。

5 番議員

(榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

5 番、鈴木托治君。

(鈴木托治 君) 歳出の10ページの、今まで出ております住宅管理費、町営住宅撤去工事であります。前回は、当初予算では1棟分3,427千円で、今回は2,600千円ですので合計しますと大体6,000千円くらいの金額になると思うんですけど、非常にあの建物そのものは旧の建物で、新建材も使ってなくて、非常に処理費にしても何にしても、平屋でありますし簡単に、あっという間に解体できちゃうような、私も建設業許可をとっているものですから、いろいろな単価的なものはいろいろ勉強しております。それなりに思うんですけど、これは大変儲ける仕事だなというのが実態であります。

そこで、町には入札業者というのがやっぱり、私よく分かりませんがランク付けがあるのか、AとかBとかCとか、Aは何社で、どれぐらい金額上の工事しなきゃいけないとか、そういうランク付けがあるのかどうかということと、幅広く町民の業者にやるという意味では、あんまり集中的に大きな所ばかりに工事を受注させるのではなくて、ある程度簡単な、これ簡単な仕事ですよつぶすのは。組立てと違って。しっかりつぶして危険のないように防護柵やっつぶして、それぞれに持っていくところを決めさえすれば何の問題

議 長
副 町 長

もなくできるものでありますので、そこら辺の入札業者のランク付け等、いろんな全般的なことをちょっと教えていただければ有り難いと思います。

(榑原淑友 君) 副町長。

(鈴木寿一 君) それでは、私の方から説明をさせていただきます。

取壊しにつきましてははですね、これも正規な見積りをとってというか、積算をしてのことでございますので、勘でやっているわけではありませんので、そこはご理解を頂きたいと、こんなふう思うわけであります。

それから、業者の件でありますけれども、町では金額によつてですね、入札の業者の数とか、ランク付けにつきましては、AからDまでというようなランク付けをしております。それで、その中で業者を指名委員会にかけて決めていくわけでありますけれども、できるだけ町の工事につきましては、町内の業者の中で選択をしてやっていただくというような方向で進めておりますし、また、金額の少ないものにつきましてははですね、特に建築工事なんかにつきましては、小さな大工さん等は、そのランク付けから外れておりまして、ランクはついておりませんが、5,000千円以下の事業につきましては、そういう方も一応やっていただける方があるであれば、指名をしていくと。指名をしていくというよりも、随意契約等で話をしていくというような形を今はとっている状況であります。以上です。

議 長
建設課長

(榑原淑友 君) 建設課長。

(村松 弘 君) 建設課長です。解体費用の件についてお答えします。

城下住宅につきましては、屋根材にアスベストがありまして、その処理にも費用がかかるということで、こういう2棟で6,000千円という金額というふうになっております。以上です。

議 長
5 番議員

(榑原淑友 君) 5番、鈴木托治君。

議 長 (鈴木 托 治 君) 副町長の方からお答えを頂きましたけど、
建設課長 そうすると、今回の解体の業者は何ランクぐらいのものと、何社ぐ
らいを予定しているのかということと、あと平方メートル単価をち
よっと、解体の平方メートル単価が幾らかちよっと教えてください。
(榑 原 淑 友 君) 建設課長。
(村 松 弘 君) 解体の平方メートル単価でございますけど
も、2棟を解体した場合にはですね、平方メートル20,600円となっ
ております。
議 長 (榑 原 淑 友 君) 副町長。
副 町 長 (鈴木 寿 一 君) それこそ、これから指名委員会へかけてい
くということになりますので、担当課の方でですね、業者を指名を
して、指名委員会の方に提出ということになりますので、今のところ
ここでは何社というわけにはいきませんが、金額によって
業者の数が決まっておりますので、その金額によって業者の、多分
6,000千円以下ということであれば、5、6社の業者というような
ことになろうかなというふうに予測はされます。以上です。
議 長 (榑 原 淑 友 君) 他に質疑はありませんか。
7 番 議 員 7 番、太田康雄君。
(太 田 康 雄 君) 7・8 ページ、8 款土木費の 2 項、道路橋
梁費であります。まず、道路橋梁総務費で、委託料負担金がそれ
ぞれ国の交付金の増額を受けて追加計上されているわけですが、委
託料、道路メンテナンス橋梁点検委託料、これは町が実施する点検、
15メートル未満の橋梁について、1,800千円、当初予算では21橋を
予定しているということでしたが、この追加分で予定する橋梁の数
をお願いします。
それから、負担金の方は県が実施する点検ということですが、今
回3,990千円、当初予算で11橋を予定しているということでしたが、
今回の予定の数をお願いします。
それから、橋梁維持改良費で、こちらも国の交付金の追加という
ことで15,950千円、天森橋の橋梁長寿命化工事かと思いますが、当

初予算で7,000千円、実施設計委託料が計上されており、今月現在、点検が行われているところだと思えますが、まだ点検もしている最中なので、この15,950千円の予算については、どこをどうするという事ではないかと思えますが、点検の結果によって、緊急性を要するものから実施するという事によろしいでしょうか。

また、昨年度、また今年度も地元の向天方下町内会から、歩道部分の舗装のし直しという要望が出されているかと思えますが、この部分については今回の長寿命化工事に含まれる部分なのかどうかをお願いします。

議長
建設課長

(榊原 淑友 君) 建設課長。

(村松 弘 君) 建設課長です。最初に橋梁のメンテナンスの件でございますけども、委託料につきましては21橋から27橋ということで、6橋増えました。負担金、県への委託でございますけども、11橋から13橋で、2橋の増となっております。

2点目のですね、天森橋の15,950千円ということでございますけども、議員がおっしゃったように、今当初予算の7,000千円で点検と設計の方をお願いをしている最中でございますが、その結果に基づき15,950千円の予算の中で工事をしていきたいということですが、単年度で終わる工事ではありませんので、最初にできる限り下部工の方をやって、順次上部工の方というふうになるかと思っております。

議長
議長

それから、歩道につきましては、今回の件とは別件で考えておりまして、この予算の中には含まれておりません。以上です。

(榊原 淑友 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

(榊原 淑友 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第5、議案第48号「平成27年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 長 (発言する者なし)

(榊原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第6、議案第49号「平成27年度森町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番議員 6 番、西田彰君。

(西田 彰 君) 車両の更新っていうことがあると思いますが、これは補償金が出ているんで、何か事故か何かかと思いますが、車は使えないと。運転手さん、職員のけがとかそういったものはなかったのかどうか。その辺ちょっと。

議 長 (榊原淑友 君) 上下水道課長。

上下水道 (大場満明 君) ただ今の西田議員のご質問にお答えします。

課 長 車両の更新ということで、今回計上させていただきました。事故車両につきましては、上下水道課の公用車の、軽の箱バンでありましたけども、事故につきましては、円田地内の町道の、太田川圃場北18号線という、草ヶ谷と円田の間のところの道を上川原に向かう途中の、どちらも停止線のない交差点、6メートルと3メートルでしたけども、うちの車が3メートルの方から進入していったわけですが、広い道の方の車と衝突をしまして、2車が田んぼに転落をしたということで、相手の車は普通乗用車ということで、相手の車の方の心身の異常は特にはないです。うちの方の車の方が、ちょっと心配したんですけども、職員の方もけがも何もなかったと。幸いにしなかったということでありました。

議 長 ただ、車の方が田んぼに落ちてしまいましたので、破損がかなり著しくて、もう修繕もきかないというような状況でしたので、今回新しい新車を計上させていただきました。以上です。

6 番議員 (榊原淑友 君) 6 番、西田彰君。

(西田 彰 君) 田んぼへ入った場合、ガラスとかもし割れた場合に、その田んぼのですね、土壌をやっぱりね、取り除いてや

らないと、危険な場合があるですけども、その辺はやられたのか。

議 長 また、やられていればどれぐらいのお金が補償されているのか。

上下水道 (榑原淑友 君) 上下水道課長。

課 長 (大場満明 君) ただ今の事故の内容の中で、田んぼに落ちたということでしたけれども、ガラス等の破損はありませんでしたので、直ちに我々も現場に向かいまして、田んぼの状況を確認しましたし、その所有者に対しても連絡をしまして、確認をさせていただきました。レッカーでつり上げて出したわけですけども、田んぼの方は特にですね、車の轍が落ちた程度でありましたので、耕作者に理解をしていただきました。以上です。

議 長 (榑原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

議 長 (発言する者なし)

(榑原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第7、議案第51号「静岡県市町総合事務組合規約の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 長 (発言する者なし)

(榑原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。

しばらく休憩をします。再開を10時45分から行います。

議 長 (午前10時35分 ～ 午前10時45分 休憩)

(榑原淑友 君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第8、「静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

広域連合議会議員につきましては、静岡県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項の規定により、町議会議員区分から4人を選出することになっております。

今回、4人の欠員が生じたため、その補充のため候補者を募ったところ、候補者が5人となり選出すべき人数を超えたため、投票による選挙が行われるものです。

この選挙では、広域連合規約第8条第4項の規定により、すべての町議会の選挙における得票総数により当選人が決定されることとなりますので、森町議会会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

有効投票のうち候補者の得票数までを報告することになりますので、ご承知おきください。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

議長 (議場を閉める)

(榑原淑友君) ただいまの出席議員数は、12人です。

次に、立会人を指名します。

森町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に西田彰君、太田康雄君、亀澤進君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

議長 (投票用紙の配布)

(榑原淑友君) 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

議長 (「なし」と言う者多数)

(榑原淑友君) 「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

議長 (投票箱の点検)

(榑原淑友君) 「異常なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

(点 呼)

議長 (投 票)

(榑原淑友君) 投票漏れは、ありませんか。

議長 (「なし」と言う者多数)

(榑原淑友君) 「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

西田彰君、太田康雄君、及び亀澤進君、開票の立会いをお願いします。

議長 (開 票)

(榊原淑友君) 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票11票、無効投票1票です。

有効投票のうち、土屋条太郎君0票、榊原淑友君9票、佐野俊光君0票、中田隆幸君0票、大庭桃子君2票、以上のとおりです。

議場の出入口を開きます。

議長 (議 場 を 開 く)

(榊原淑友君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

6月23日午前9時30分、本会議を開会し、各議案に対する討論・採決、並びに一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

(午前10時57分 閉会)